東京市電における産業報國會の結成

東京市電に産業報國會がいよいよ出來た。多年日本勞働運動史に顯著且特異なる地位を占め來つた東交も之に積極的に參加してこゝに全國にさきがけて産業報國會を整備したことはまことに感激に堪えないものがある。規約、役員、結成式の狀況は左の如くである。

東京市電氣局産業報國會發會式

一、日時　八月二十六日　午前十時
一、參會者　電氣局職從員
一、式場　軍人會館
一、式次第
一、開會之辭
一、國歌奉唱
一、宮城遙拜
一、皇軍將兵に對する感謝の默禱
一、會長推戴
一、役員指名
一、會長挨拶
一、宣言文朗讀
一、市長訓示
一、來賓祝辭
厚生大臣代理　勞政課長　永野芳松氏
警視總監　安倍源基氏
協調會　町田辰次郎氏
東京市會議長氏
一、愛國行進曲齊唱
一、萬歲奉唱
一、東京市電氣局産業報國會萬歲三唱
一、閉會之辭
一、講演　産業報國聯盟理事長河原田稼吉閣下

挨拶

本日茲に閣下並に各位の御臨席を辱ふ致しまして、全局員一萬四千餘名を以て組織する東京市電氣局産業報國會の發會式を擧行するに至りましたことは洵に感激に堪へないところであります。

私不肖の身を以ちまして、揣らずも會員各位の御推輓により會長の重任を委囑せられましたことは誠に身に餘る光榮でありますが、同時に其の責任の重且つ大なることを痛感する次第であります。

幸に會員各位の心からなる御協力、御鞭撻により誠心誠意事に當り、本會の目的を達成する爲に、粉骨碎身の努力を效す覺悟であります。

今や聖戰既に一年有餘、皇軍の摧ふ處敵無く戰果赫々と擴大せられ、蔣政權が最後の據點と頼む武漢三鎭の備も我が皇軍の神速果敢なる進擊の前には哀れ風前の燈、日を以て數ふべき運命に陷つてゐるのであります。然し乍ら戰局終熄の前途に思を致しますれば、その時期は遽に豫斷を許さざるものがありまして、我國内外の時局は正に文字通り多事多難所謂長期戰に入つたものと信ずるのであります。かかる非常時局に於て我々銃後の國民が深く銘記すべきことは銃をとつて戰ふ武力戰の背後に於て、目に見えざる敵、即ち思想戰經濟戰が前後左右より犇々と迫りつゝあることであります。而してこの目に見えざる敵は、戰時は勿論のこと戰後に於ても一層の迫力を以て我々を襲擊して來ることを忘れてはなりません。

由來、我々日本國民には「熱し易く冷め易い」といふ國民的通弊があるのであります。從て事變が長期戰に向ふに從ひ或は國民精神の弛緩を來し或は非常時經濟に對する破綻を導き、目に見えざる敵に敗るることがあつてはならぬ、この點最も警戒を要する處と思ふのであります。

思想戰、經濟戰に敗れた國家及び國民の被害は到底武力戰の比ではないことはかの歐洲大戰に敗れた獨逸がその著しい例でありまして獨逸は五ケ年の久しきに亘つて祖國の土地に一歩も敵を入れず、武力戰には寧ろ勝を占め乍ら、思想戰、經濟戰に崩れ遂に慘めな結果を招いた次第であります。

今や我國にかきましてもこの銃後の戰に對處する爲に官民を擧げて國民精神の總動員が行はれ、非常時財政經濟に關する諸方策が講究せられ物心兩方面に亘り國家總動員態勢の完璧が期せられつゝあるのでありますが、特に戰時及び戰後の産業勞働問題が思想戰、經濟戰の中核をなす重大事項であることに鑑み、最近我國官民の間に期せずして勞資一體、産業報國の大精神運動が起り全國の産業界を風靡しつつあるのも蓋し故なきに非ずと思ふのであります。

本日茲に東京市電氣局産業報國會を創立致しました所以のものも全くこの趣旨に基くものでありまして、全局員は吾等の從事する産業の國家的使命を體し各々其の職分を盡し渾然一體となり以て皇運を扶翼し奉り大にしては今日の聖戰をして有終の美を成さしめ、小にしては公共事業本來の使命達成を圖り進で斯業界の先驅たらんことを期し以て産業報國の誠を竭さん爲に外ならないのであります。

炎熱百度を超ゆる戰線の皇軍將兵の勞苦に想ひ到るとき、我々銃後國民は自ら勤勞國に報ゆるの覺悟が極めて自然に湧き起るのでありまして會員各位が皇軍將兵の心を心として各自の職場に勤務するならば局事業の發展は期して待つべきのみでありまして東京市電氣局産業報國會の目的は容易に達成されるのであります。

庶幾くば、會員諸君、我が産業報國會の趣旨を充分に理解せられ信條に恪遵して、本會所期の成果を收め産業報國の實を擧ぐるよう御努力あらんことを切に希望する次第であります。

一言蕪辭を述べて御挨拶と致します。

昭和十三年八月二十六日
東京市電氣局産業報國會長　平山泰

東京市電氣局産業報國會規約

第一章　總則

第一條　東京市電氣局産業報國會ハ東京市電氣局事業ノ公共的使命ヲ體シ之ガ改善進展ヲ期スルト共ニ會員ノ親和及福祉ノ增進ヲ圖リ以テ事業一體産業報國ノ實ヲ擧グルヲ目的トス
第二條　本會ハ東京市電氣局所屬全員ヲ以テ之ヲ組織ス
第三條　本會ノ事務所ハ之ヲ東京市電氣局内ニ置ク
第四條　本會々員ハ左ノ信條ヲ遵守スベシ
一　會員ハ建國ノ本義ニ基キ融合一體勤務以テ國ニ報ユルノ實ヲ擧グベシ
一　會員ハ公共事業從事員タルノ職分ニ恪遵シ誠實業務ニ服スベシ
一　會員ハ紀律ヲ守リ信義禮節ノ念ヲ篤クスベシ
一　會員ハ心身ヲ鍛錬シ質實剛健ノ氣風ヲ養ヒ人格ノ向上ニ努ムベシ
一　會員ハ技能ヲ練磨シ能率ノ增進ヲ計ルベシ

第二章　役員

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長　一名
副會長　二名
理事　八名
會計理事　一名
參事　四十名
第六條　會長ニハ局長ヲ、副會長ニハ運輸部長及電燈部長ヲ推ス
理事及會計理事ハ參事中ヨリ會長之ヲ指名ス
第七條　參事ハ左ニ揭グル者ノ中ヨリ會長之ヲ指名ス
一　分會長
二　共濟組合部會委員及健康保險組合會議員
三　其ノ他會員中適當ト認ムル者
第八條　理事、會計理事及參事ノ任期ハ之ヲ一年トス
前項ノ役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ三十日以内ニ之ヲ補闕シ其ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
第九條　會長ハ會務ヲ統理シ本會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ豫メ會長ノ指名シタル副會長其ノ職務ヲ代理ス
理事ハ會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務ヲ掌理ス
會計理事ハ會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ會計事務ヲ掌理ス

第三章　會議

第一節　役員會

第十條　本會ニ役員會ヲ置ク
役員會ハ會長、副會長及參事ヲ以テ之ヲ組織ス
第十一條　役員會ハ會長之ヲ招集ス。參事定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スベキ事項ヲ示シテ役員招集ノ請求アリタルトキハ會長之ヲ招集スベシ
第十二條　役員會ハ産業報國ノ目的ヲ達成スル爲左ニ揭グル事項ヲ調査審議ス
一　能率增進ニ關スル事項
二　待遇福利ニ關スル事項
三　災害防止ニ關スル事項
四　教育修養ニ關スル事項
五　保健衞生ニ關スル事項
六　體育ニ關スル事項
七　趣味娛樂ニ關スル事項
八　豫算決算
九　分會ヨリ提出サレタル意見
十　其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項
第十三條　役員會ノ議長ハ會長之ニ充ツ
第十四條　役員會ハ其ノ定數ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ
第十五條　役員會ノ議事ハ出席者ノ隔意ナキ協議懇談ニ依ルヲ原則トシ意見ノ一致ヲ見タル事項ハ逐次實行スルモノトス
第十六條　議長必要アリト認ムルトキハ事業ニ關係アル役員ノミノ會議ヲ開クコトヲ得
第十七條　會長ハ會員ヲ指名シ役員會ノ議事ニ參與セシムルコトヲ得
第十八條　役員會ニ書記二名ヲ置ク會員中ヨリ會長之ヲ指名ス
書記ハ役員會ノ庶務ニ從事ス

第二節　總會

第十九條　本會ハ毎年一回總會ヲ開ク但シ會長必要アリト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得

第四章　事業

第二十條　本會ノ事業概目左ノ如シ
一　出勤將士ノ後援
二　愛國貯金
三　祝祭儀
四　講演會
五　講習會
六　展覽會
七　體育會
八　演藝音樂會
九　文藝會
十　園藝會
十一　娛樂會
十二　映寫會
十三　其ノ他目的達成ニ必要ナル事業
第二十一條　本會ハ別ニ定ムル所ニ依リ前條ノ事業ニ必要ナル費用ヲ會費トシテ納入セシムルコトアルベシ

第五章　分會

第二十二條　本會ニ分會ヲ設ク
分會ハ各課、院、車輛工外及各營業所毎ニ所屬會員ヲ以テ之ヲ組織ス
第二十三條　分會ニ左ノ役員ヲ置ク
分會長　一名
幹事　六名
會計幹事　一名
總代　二十名以内
第二十四條　分會長ハ當該課、院長、車輛工場長又ハ營業所長ヲ以テ之ニ充ツ
第二十五條　總代ハ左ニ揭グル者ノ中ヨリ分會長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ指名ス
一　主任
二　共濟組合部會委員及健康保險組合會議員
三　其ノ他所屬會員中適當ト認ムル者
幹事及會計幹事ハ總代中ヨリ分會長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ指名ス
第二十六條　第八條ノ規定ハ幹事、會計幹事及總代ニ付之ヲ準用ス
第二十七條　分會長ハ分會ノ事務ヲ統轄シ分會ヲ代表ス
幹事ハ分會長ノ旨ヲ承ケ分會ノ事務ヲ掌理シ分會長事故アルトキハ豫メ分會長ノ指名シタル幹事其ノ職務ヲ代理ス
會計幹事ハ分會長ノ旨ヲ承ケ分會ノ會計事務ヲ掌理ス
第二十八條　分會ニ總代會ヲ置ク
總代會ハ分會長及總代ヲ以テ之ヲ組織ス
第二十九條　總代會ハ分會長之ヲ招集ス
第三十條　總代會ノ議長ハ分會長ヲ以テ之ニ充ツ
第三十一條　總代會ノ審議決定シタル事項中其ノ重要ナルモノハ之ヲ會長ニ報告スベシ
第三十二條　總代會ノ調査審議スベキ事項、會議、參與及書記ニ付テハ役員會ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

第三十三條　本規約ノ變更ハ會長豫メ役員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ行フ
第三十四條　本規約ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

京王電軌産業報國會

綱領

一、我等産業人ハ國體ノ本義ニ則リ産業ノ國家的使命ヲ體シ全産業人ノ協力ニ依リ産業報國ノ實ヲ擧ゲ以テ皇運扶翼ノ使命ヲ完ウセムコトヲ期ス
一、我等産業人ハ經營資本勤勞三者ノ有機的ニ結合セル一體ナル事ヲ確信シ事業者ハ至誠ヲ以テ經營指導ノ任ニ當リ從業員ノ福祉ヲ圖リ從業員ハ忠實ニ其ノ職分ヲ盡シ勞資一體事業一家ノ實ヲ擧ゲ以テ産業ノ健全ナル發展ヲ期ス

規約

第一條　本會ハ京王電軌産業報國會ト稱ス
第二條　本會ハ京王電氣軌道株式會社ノ重役及從業員ヲ以テ組織ス
第三條　本會ハ綱領及社是ヲ體シ意思疏通ヲ圖リ協心戮力事業發展ニ專念シ勞資一體、産業報國ノ實ヲ擧グルコトヲ以テ目的トス
第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事項ヲ行フ
一、茶話會、懇談會等ノ開催其ノ他意思疏通上有益ト認ムル事項
二、敬神、修養、體育、慰安、娛樂、福利共濟、生活改善等ニ關シ本會ニ於テ行フヲ適當ト認ムル事項
三、作業改善、能率增進、無駄排除、安全衞生等ニ關スル協力上必要ナル事項
四、國民精神總動員運動ノ徹底上必要ナル事項
第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長　一名
一、副會長　一名
一、委員　若干名
顧問トシテ取締役會長、取締役社長ヲ推戴ス
第六條　會長ハ專務取締役其ノ任ニ當リ一切ノ會務ヲ統轄ス
副會長ハ常務取締役其ノ任ニ當リ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
委員ハ健康保險組合互選議員及會長ノ指名シタル者トス
第七條　會長ハ必要ニ應ジ委員會ヲ招集ス
委員會ハ當事者間ノ意思ノ疏通ヲ圖リ、議事ハ懇談熟議ヲ重ネ合意ヲ以テ之ヲ處理スルモノトス
第八條　第四條ノ事項遂行上必要アル場合ハ別ニ部會ヲ設クルコトアルベシ
第九條　本會ノ經費ハ會社ニ於テ之ヲ支辨ス但特種ノモノニ對シテハ會員ヨリ會費ヲ徵收スルコトアルベシ
第十條　本規約運用上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム